

## 改正の主な内容（南九州市企業立地促進補助金交付要綱）

### ○補助金の額

補助金の種類	改正前	改正後
(1) 用地取得補助金	30/100（上限額 5,000 万円）	<div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;">            補助率の 引き下げ         </div> <u>20/100（上限額 5,000 万円）</u>
(2) 設備投資補助金	10/100（上限額 2,000 万円） ※ただし、食料品及び飲料製造業の場合 15/100（上限額 2,000 万円）	<div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;">            増設の場合 1/2         </div> <b>【新設・移転の場合】変更なし</b> <b>【増設の場合】</b> <u>5/100（上限額 1,000 万円）</u> ※ただし、食料品及び飲料製造業の場合 <u>7.5/100（上限額 1,000 万円）</u>
(3) 雇用創出補助金	新規地元雇用者の数 × 30 万円 （上限額 1,000 万円）	<div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;">            補助率の 引き上げ         </div> 新規地元雇用者の数 × <u>50 万円</u> <u>（上限額 1,000 万円）</u>

#### 【参考（改正前の交付要綱）

##### ○南九州市企業立地促進補助金交付要綱

第 5 条 補助金の種類及び額は、次に掲げる区分に応じ当該各号に定める額の合計額とする。ただし、1 万円未満の額が生じた場合にはこれを切り捨てた額とする。

- (1) 用地取得補助金 工場等を新設、増設又は移転するために新たに取得した土地のうち、市長が工場等の用に供したと認める土地の取得(ただし、用地取得の日から 3 年以内に工場等の操業を開始した場合に限る。)に要した経費(当該工場等用地に係る解体撤去及び造成費用を含む。)の 100 分の 30 に相当する額で、5,000 万円を限度とする。
- (2) 設備投資補助金 投下固定資産総額(土地取得経費を除く。次号について同じ。)操業開始の日から 1 年を経過する日までに要した投下固定資産総額(土地取得経費を除く。次号について同じ。)のうち市長が工場等の用に供したと認める投下固定資産総額に、100 分の 10 を乗じて得た額で、2,000 万円を限度とする。ただし、製造業のうち食料品及び飲料を製造する工場等においては 100 分の 15 を乗じて得た額で 2,000 万円を限度とする。
- (3) 雇用創出補助金 設置した工場等で新たに雇用された新規地元雇用者の数に 30 万円を乗じて得た額で、1,000 万円を限度とする。